意向調査は○月○旬ごろに行う予定です。

- 調査対象・・・居住者・土地建物所有者
- 調査方法・・・調査用紙戸別配布・郵送回収

意向調査後、地区計画決定までのスケジュール

- １８年８月頃 ―― 意向調査
- １８年１０月～１１月頃 ― 「素案」の作成
- １９年１月頃 ―― 「原案」の作成
- １９年３月頃 ―― 地区計画の「案」の作成
- １９年５月頃 ―― 地区計画の決定

◆ 意向調査に関するお問い合わせは…
豊島区 都市整備部 住環境整備課 担当：森田・源田・梶屋
電話：03-3981-0489 ＦＡＸ：03-5950-0803
e-mail：jukankyo1@city.toshima.tokyo.jp

◆ 都市計画に関する詳細は…
豊島区 都市整備部 都市計画課 地域計画係
電話：03-3981-2397

東池袋４・５丁目地区　平成 18 年 8 月

まちづくりニュース　№2

発行：豊島区都市整備部
編集：（株）首都圏総合計画研究所

東池袋４・５丁目地区の地区計画等に関する意向調査ご協力のお願い

区では、「地区計画」「用途地域」の見直しによる、建て替えにあたってのルールに関する意向調査を行う予定です。この意向調査はまちの将来に大きな影響を及ぼす調査ですので、皆様のご協力をお願い致します。

調査対象範囲

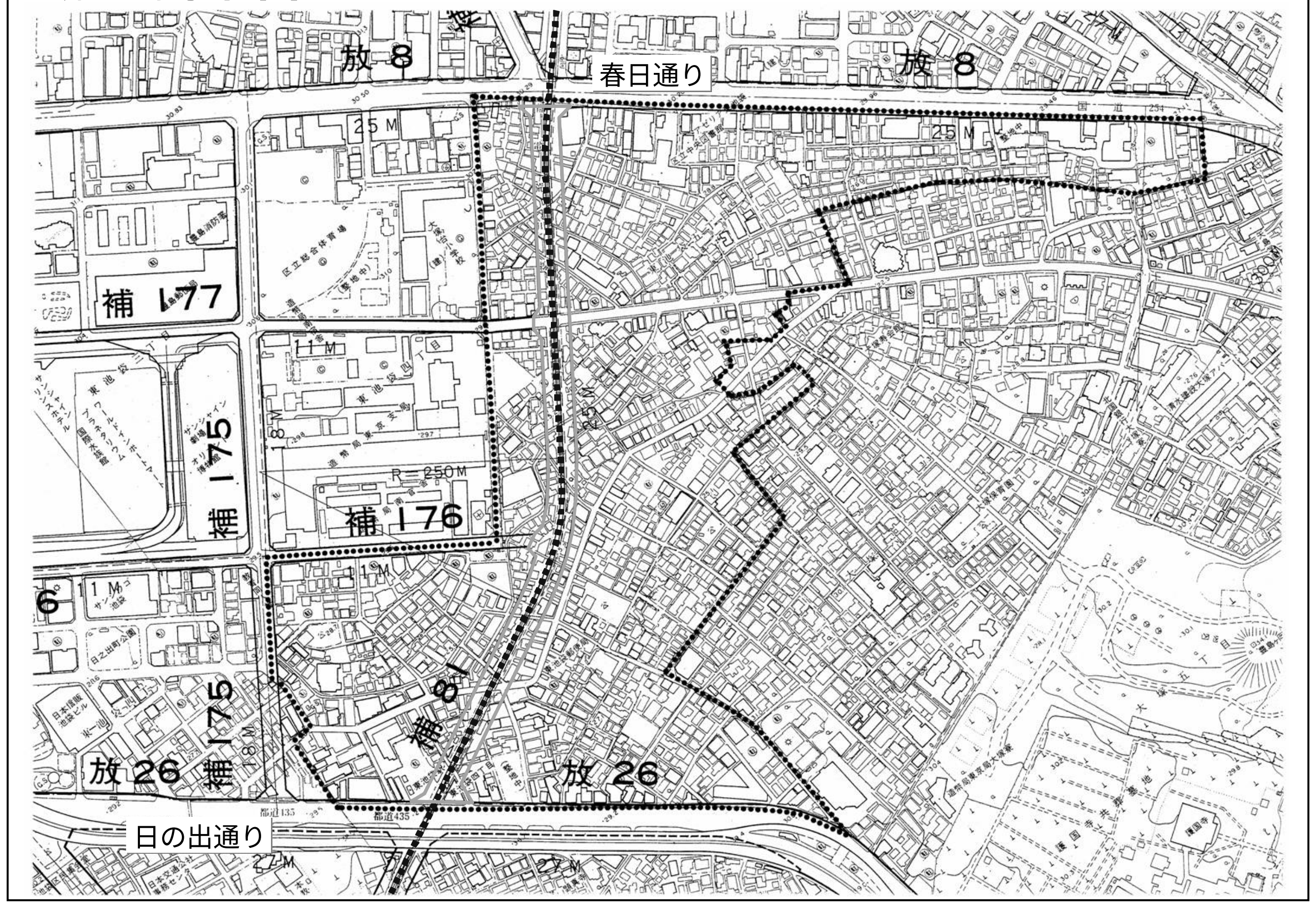

まちの姿が変わります！

（作業中）

東池袋地区では都市計画道路補助 81 号線の整備に伴う沿道まちづくりが進められようとしています。また、4 丁目側では市街地再開発事業が進められ、まちは大きな変化の時期を迎えようとしています。区ではこの変化を地区の望ましい将来像へと結び付けていくため　建築物の建替えにあたってのルール作りを考えており、そのために「地区計画」の導入と「用途地域」などの見直しを検討しています。

「地区計画」とは

住民の皆様の身近な範囲（地区）で、地区の将来に向けてのまちづくりの方向を定めるとともに、地区独自のルールを定め、このルールに基づいてまちづくりを進めていく制度です。

「用途地域」とは

一定の似通った用途の建物の集まりを、適正な地域に配置することによって、都市機能の維持と発展を図ることを目的にしています。そのなかには、「建物用途」、「建ぺい率」、「容積率」などの制限を定めています。この「用途地域」を見直す場合は、「地区計画」と同時に決定することが条件となります。

地区計画等（建築物の建替えにあたってのルール）として検討を考えている事柄

- 建築物の用途の制限
- 建築物の壁面の位置
- 建築物の形態または意匠の制限
- 建ぺい率や容積率制限の見直し
- 建築物の高さの最高限度
- 敷地面積の最低限度
- 垣または柵の制限
- 新たな防火規制と道路斜線制限の見直し　など

東池袋４丁目地区再開

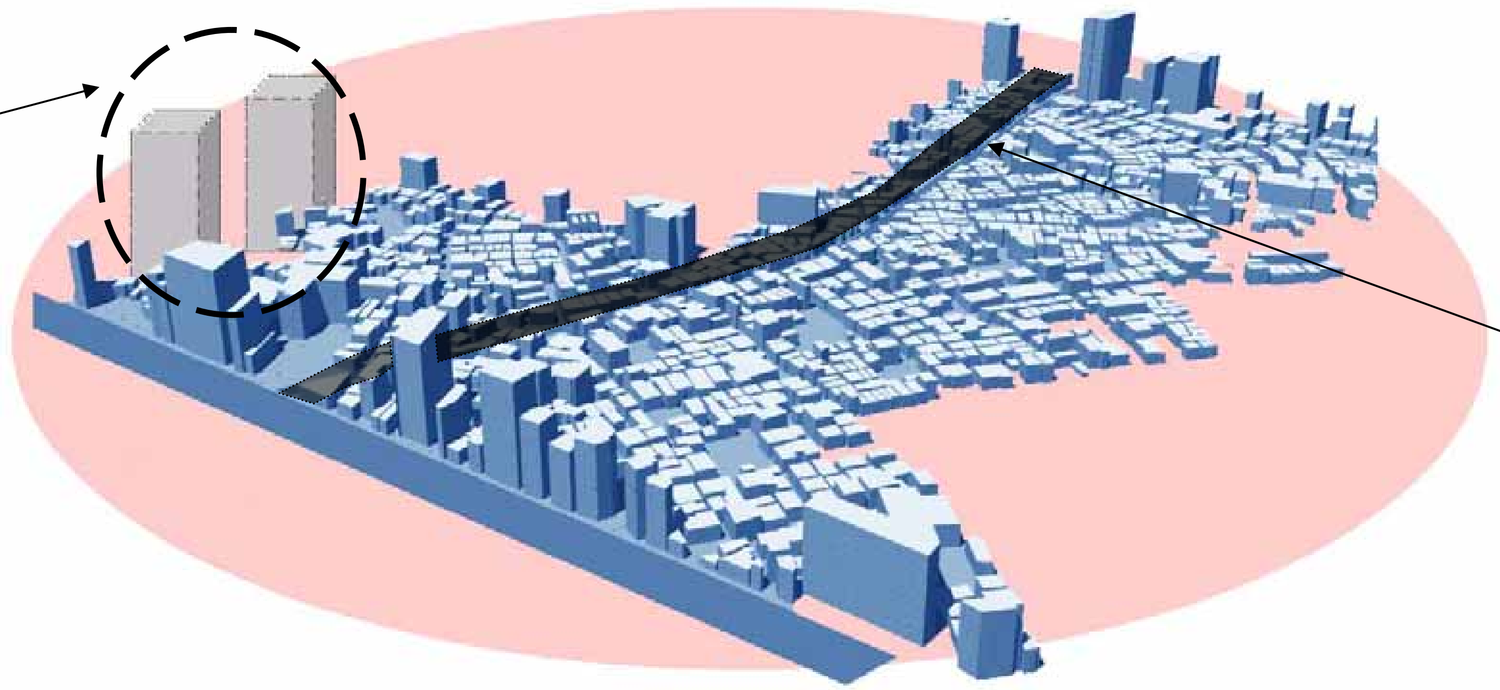

都市計画道路補助第 81 号線
整備イメージ
（都電宮ノ前駅周辺・荒川区）

つきましては地区計画や用途地域策定の参考にさせていただくべく、地元の方々の意向を把握するための意向調査を行いたいと考えています。

意向調査は○月○旬ごろを予定しています。

この調査はお持ちの土地・建物の活用や、お住まいの環境に影響する重要な調査です。皆様のご協力をお願い致します。